

マイナ保険証をご利用ください

—12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります—



令和6年12月2日以降、従来(紙)の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がお済みでない方は、次の2つの準備をお願いします。

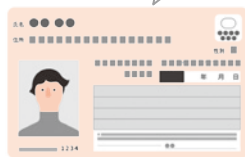
1

マイナンバーカードを申請

申請方法

- ①「マイナポータル」でオンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③対応している証明写真機から申請

下野市の交付率は81%!
(令和6年7月現在)



2

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

利用登録の方法

- ①医療機関・薬局で登録
- ②「マイナポータル」から登録
- ③セブン銀行ATMから登録

市民課窓口にてマイナ保険証登録サポート実施中！

申請で分からない点があった、対応するスマートフォンを所持していないなど、ご自身での申請が難しい場合は、市民課窓口で利用登録のサポートを行っています。利用する場合は以下のものをお持ちのうえ、ご来庁ください。

■必要なもの

- ①申請者本人のマイナンバーカード
- ②あらかじめ市町村窓口で設定した利用証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

■サポートの受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
(毎週火曜日は延長窓口のため、午後7時まで対応)



マイナ保険証を使うメリット

1

初診時の窓口負担が軽くなる

従来(紙)の健康保険証で受診した場合と比べて、初診料と再診料が下がります。
(令和6年8月現在)



2

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を医療機関が見られるようになるため、身体の状態を踏まえた治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

3

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

従来(紙)の健康保険証では、入院時など高額な医療費が発生した場合に、会社や市役所などで「限度額適用認定証」をご自身で取得する必要がありましたが、その手続きの必要がなくなります。

4

確定申告時に医療費控除が簡単にできる

マイナポータルからe-Taxに連携することで、医療費の領収書を管理・保管しなくても医療費通知情報の管理が可能となります。

5

ライフイベント後の通院などが楽になる

転職・結婚などのライフイベント後も、マイナ保険証に登録済みであれば、保険証の再発行を待たずにマイナンバーカードで受診が可能です。